○高岡市請負工事の監督及び検査等に関する規程

平成17年11月１日

訓令第17号

（趣旨）

第１条　この規程は、高岡市契約に関する規則（平成17年高岡市規則第35号。以下「規則」という。）による請負工事（以下「工事」という。）の監督及び検査並びに工事の監察に関し、法令その他特別の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（職員の職務）

第２条　この規程により、工事の監督又は検査及び監察を行う職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定により職務を執行する。

（監督員の職務）

第３条　規則第52条に規定する監督員（以下「監督員」という。）は、上司の指揮を受け、契約書並びに仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）に定められた事項において、次に掲げる職務を行う。

(1)　工事の施行に立ち合い、受注者又はその現場代理人に対して指示を与えること。

(2)　設計図書に基づいて監督に必要な細部設計図を作成し、又は受注者の作成する細部設計図若しくは原寸図を検査して承認を与えること。

(3)　受注者の提出する工程表により確実に工事を進捗させ、契約期限内に完工するよう督励を行うこと。

(4)　工事の状況を把握するに足りる資料を作成すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、工事施行に必要なこと。

２　監督員は、前項に掲げる職務を行うときは、富山県が定める共通仕様書、施工管理基準、写真撮影要領、安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱その他工事に必要な法令及び基準によらなければならない。

（明視できない部分の確認）

第４条　監督員は、外部から明視できない主要部分の工事の施行の際は、必ずその部分を確認しなければならない。

（検査等の立会い）

第５条　監督員は、第16条の検査及び第25条に規定する工事監察に立ち会わなければならない。

（通知等の処理）

第６条　監督員は、受注者から契約に基づく通知、届出又は請求があったときは、その内容を精査しなければならない。

（損害処理等の協議手続）

第７条　監督員は、契約に基づく損害処理に関し、受注者から協議の申入れがあったときは、当該損害の原因、規模、損害額、発生防止措置の適否並びに修復の可能性及びその費用概算等に関して詳細に調査し、処理に関する意見を付して、工事を担当する課長（以下「工事担当課長」という。）に報告しなければならない。

２　監督員は、前項の場合を除くほか、受注者から契約に基づき協議の申入れがあったときは、その内容を精査し、意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。

（設計変更）

第８条　監督員は、工事施行中において設計を変更する必要があると認めるときは、既定設計とその変更設計案を比較対照できる図面及びその事由を明らかにする書類その他の資料を作成しなければならない。

（報告及び意見の具申）

第９条　監督員は、天災その他の事由により工事の進捗に重大な支障を及ぼし、又はそのおそれのあるときは、速やかに工事担当課長に報告しなければならない。

２　監督員は、次に掲げる事態が生じたときは、速やかに工事担当課長に報告しなければならない。

⑴　工事の一時中止、打切り又は契約解除に関すること。

⑵　工事の完成期限の延期に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、工事の完成を妨げる原因の排除に関すること。

（工事記録の整備）

第10条　監督員は、工事の作業内容、進捗状況その他必要な事項を記録し、その整備をしなければならない。ただし、軽易な工事については、この限りでない。

（材料検査）

第11条　監督員は、工事に使用する材料の検査を必要とするときは、設計図書に基づき適切な方法により、材料の形状、寸法、種類、数量、品質等について検査しなければならない。

２　前項の検査を行うときは、あらかじめその日時を通知して、受注者又はその代理人を立ち会わせなければならない。

（不合格措置）

第12条　監督員は、前条の検査の結果、不合格と認めるものについては、当該受注者に対し期限を指定し、その取替えを命じなければならない。

２　前項の場合において、取替期間が長期にわたり、工事の進捗に重大な影響があると認められるときは、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。

（査定命令）

第13条　市長は、受注者から契約による部分払のため出来高部分払申請書（様式第１号）を受理したとき又は契約解除による工事既済部分の引取りの請求を受理したときは、監督員に対して、当該契約に係る工事について部分払又は引取りの対象とする出来高部分を査定させるものとする。

（査定方法）

第14条　工事について部分払の対象とする出来高部分は、当該工事の出来高部分及び検査済材料（セメントその他変質又は散いつのおそれがある物若しくは出来高査定を不適当と認められる物を除く。）とする。

２　前項の検査済材料は、第11条第１項の規定に準じて、監督員又は材料検査機関若しくは当該材料の製造者が検査し合格したもので、現場に搬入され、十分に保管されているものに限るものとする。

３　監督員は、工事の出来高部分を設計図書に基づき、その構造、寸法、工法、仕上げ等について精査し、査定するものとする。

４　共通仮設費、現場管理費（現場経費）及び一般管理費等については、当該工事の出来高率以内とする。

５　契約解除による工事既済部分の引取りの出来高査定は、第３項の規定によるものとし、工事材料については、査定のとき現場にある物で、引取りを適当と認めた物に限るものとする。

（出来高査定結果の報告）

第15条　監督員は、出来高部分の査定を完了したときは、その結果につき工事出来高調書（様式第２号）を作成し、市長に報告しなければならない。

（検査の種類）

第16条　検査の種類は、次のとおりとする。

(1)　完成検査

(2)　部分使用検査

(3)　出来形検査

(4)　中間検査

２　完成検査は、工事の完成を確認するために行う検査をいう。ただし、部分引渡しを受ける場合は、引渡しを受ける指定部分の完成を確認する検査とする。

３　部分使用検査は、市が全部又は一部使用を必要とする場合の完成部分の検査をいう。

４　出来形検査は、第13条に規定する監督員の出来高部分査定を確認するために行う検査をいう。

５　中間検査は、工事施工途中において、完成検査時に検査困難となる不可視部分等の確認を目的として行う検査をいう。

(検査員の職務)

第17条　規則第53条に規定する検査員(以下「検査員」という。)の職務は、前条の検査及び第25条に規定する工事監察とする。

(検査方法)

第18条　検査員は、第16条に規定する検査(以下「検査」という。)を行う場合には、当該工事を契約書、設計図書及びその他関係書類に基づき、その構造、寸法、工法、仕上げ等について検査し、必要と認めるときは、工事の一部を破壊若しくは分解、分析又は試験をして検査しなければならない。この場合において、第16条第１項第３号の検査については、第14条第３項の出来高部分の査定を確認しなければならない。

(検査の実施)

第19条　検査は、次に掲げる書類を受注者から市長に提出されたときに行う。

(1)　第16条第１項第１号の検査は、工事完成通知書(様式第３号)又は、指定部分に係る工事成通知書(様式第３号の２)

(2)　第16条第１項第２号の検査は、発注者からの部分使用協議書（様式第４号）に対する部分使用承諾書（様式第４号の２）

(3)　第16条第１項第３号の検査は、出来高部分払申請書

(4)　第16条第１項第４号の検査は、中間検査申請書(様式第５号)

２　前項の書類は、監督員が受注者より受理し、必要書類を添付して管財契約課長に提出する。このとき管財契約課長が、検査員と検査日時を決定する。

３　工事担当課長は、あらかじめ前項の検査日時を受注者に通知しなければならない。

(検査の立会い)

第20条　検査員が検査を執行するときは、当該工事に係る次に掲げる者に立ち会わせるものとする。

(1)　監督員、工事担当課の担当係長又は工事担当課長

(2)　受注者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

(工事の修補)

第21条　検査員は、検査結果に基づき工事の受注者に当該工事の修補をさせる場合は、工事修補請求書（様式第６号）を受注者に送付するものとする。この場合において、工事の修補が完了したときは、受注者は、当該工事の修補が完了した旨を検査員に届け出なければならない。

２　検査員は、受注者から前項の規定による工事の修補の完了の届出があったときは、速やかに、修補完了検査を行わなければならない。

３　工事の修補が軽易な場合にあっては、第１項の規定にかかわらず、検査員は、同項の手続きに代えて、工事修補指示書（様式第６号の２）により、受注者に当該工事の修補を指示することができる。この場合において、工事の修補が完了したときは、検査員が当該工事の修補の完了を確認するものとする。

(検査の復命等)

第22条　検査員は、検査を行った場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　第16条第１項第１号及び第３号の検査(前条第１項の規定による再検査を含む。)は、工事検査復命書(様式第７号)又は指定部分に係る工事検査復命書(様式第７号の２)

(2)　第16条第１項第２号の検査は、部分使用検査復命書(様式第８号)

(3)　第16条第１項第４号の検査は、中間検査復命書(様式第９号)

２　工事担当課長は、検査が完了した後、速やかに市長より通知を受けた検査の結果を当該工事の受注者に検査結果通知書(様式第10号)により通知し、第16条第１項第１号の場合にあっては受注者に工事目的物引渡書(様式第11号) 又は指定部分に係る工事目的物引渡書(様式第11号の２)を提出させ、工事の引渡しを確認しなければならない。

(工事成績の評定)

第23条　監督員及び検査員は、工事又は指定部分に係る工事完成後監督又は検査により確認した事項について、工事成績を評定し、検査員は、検査調書(様式第12号)又は、指定部分に係る検査調書(様式第12号の２)を作成しなければならない。

２　前項の場合において、工事の請負金額が300万円以上であるときは、検査員は、工事成績通知書(様式第13号)により当該工事の受注者に当該工事の成績を通知するととも

に、その写しを当該工事を所管する所属の長に送付するものとする。ただし、指定部分に係る検査については、通知しないものとする。

（工事出来高調書の確認）

第24条　検査員は、第16条第１項第３号の検査を行う場合、監督員の作成した工事出来高調書が事実と合致すると認めるときは、当該工事出来高調書に確認印を押さなければならない。ただし、事実と相違すると認めるときは、当該工事出来高調書を修正させなければならない。

（工事監察）

第25条　検査員は、工事の適正な施工を図るため、工事施行途中において必要に応じ監察及び指導（以下「工事監察」という。）を行うものとする。

２　工事監察は、管財契約課長が必要と認める工事について、その都度管財契約課長が指名する検査員がこれを行うものとする。

３　工事監察は、第18条の検査の方法に基づき、次に掲げる項目について行い、工事の施行状況を評価するものとする。

(1)　工程管理

(2)　出来形管理

(3)　品質管理

(4)　安全管理・環境対策

(5)　下請状況

(6)　前各号に掲げるもののほか、技術管理上特に必要な事項

４　工事監察は、第20条に規定する者の立会いを求め行うものとする。

５　工事担当課長は、特に必要と認める工事の工事監察を、管財契約課長に工事監察依頼書（様式第14号）により依頼することができるものとする。

６　工事監察を行った検査員は、工事監察の結果を工事監察報告書（様式第15号）により管財契約課長（前項の規定により工事監察を行った場合は、工事担当課長）に報告しなければならない。

（補則）

第26条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成17年11月１日から施行する。

附　則（平成24年５月25日訓令第７号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成24年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の高岡市請負工事の監督及び検査等に関する規程第23条第２項の規定は、この訓令の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

附　則（平成27年３月31日訓令第４号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日訓令第３号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和４年６月３日訓令第11号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月１日訓令第５号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正後の高岡市請負工事の監督及び検査等に関する規程に定める様式については、この訓令の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

様式第１号（第13条、第19条関係）

様式第２号（第15条関係）

様式第３号（第19条関係）

様式第３号の２（第19条関係）

様式第４号（第19条関係）

様式第４号の２（第19条関係）

様式第５号（第19条関係）

様式第６号（第21条関係）

様式第６号の２（第21条関係）

様式第７号（第22条関係）

様式第７号の２（第22条関係）

様式第８号（第22条関係）

様式第９号(第22条関係)

様式第10号(第22条関係)

様式第11号(第22条関係)

様式第11号の２(第22条関係)

様式第12号(第23条関係)

様式第12号の２(第23条関係)

様式第13号(第23条関係)

様式第14号(第25条関係)

様式第15号(第25条関係)

様式第１号(第13条、第19条関係)

年　　月　　日

高岡市長　　あて

受注者　　住所
氏名

出来高部分払申請書(第　　回)

下記の工事の部分払を受けたく、出来形部分確認の検査を願います。

記

１　工　　事　　名	
２　工 事 場 所	高 岡 市　　地内
３　請 負 金 額	円
４　出　　来　　高	円 (　　%)
５　前　　払　　額	円
前回までの ６　受 領 済 額	(前払金を除く。) 円

上記工事の検査員を次のとおり指名いたします。

管財契約課長	検査員	

様式第2号(第15条関係)

第　　回工事出来高調書

工　事　名		工事場所	高岡市
受注者　住所 氏名		工事価格	A　　円
		消費税額	円
		請負金額	円

工種	設計額 単位	数量	金額	前回までの出来高査定額	今回の出来高査定額
			円	% 円	% 円
工事価格			B		C
消費税額					
合計					

(出来高工事価格)		(工事価格)		D	(出来高請負工事価格)		(消費税額 D×5%)		(出来高請負金額)
C　　円	×	A　　円 / B　　円 (設計工事価格)	=		円		円		円

年　　月　　日

監督員　　印

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

検査員　　印

工種	設計額			前回までの出来高査定額		今回の出来高査定額	
	単位	数量	金額				
			円	%	円	%	円

様式第３号（第19条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　あて

受注者　　住　所
氏　名

工　事　完　成　通　知　書

下記の工事が完成しましたので関係図書を添えて通知します。

記

１　工　　事　　名

２　工　事　場　所　　高 岡 市　　地内

３　請　負　金　額　　円

４　契 約 年 月 日　　年　　月　　日

５　工　　期　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

６　完 成 年 月 日　　年　　月　　日

上記工事の検査員を次のとおり指名いたします。

管財契約課長	検査員	

様式第３号の２（第19条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　あて

受注者　　住所
氏名

指定部分に係る工事完成通知書

下記の工事が完成しましたので関係図書を添えて通知します。

記

１　工　　事　　名	
２　工　事　場　所	高岡市　　地内
３　請　負　金　額	円
４　契約年月日	年　　月　　日
５　指定部分に係る工　　期	年　月　日　から　　年　月　日　まで
６　指　定　部　分	
７　指定部分に係る完成年月日	年　　月　　日

上記工事の検査員を次のとおり指名いたします。

管財契約課長

検査員	

様式第４号（第19条関係）

第　　号
年　　月　　日

（受注者名）　　様

高岡市長　　印

部分使用協議書（第　　回）

標記について、下記のとおり部分使用することを高岡市建設工事請負契約約款第33条第１項に基づき協議します。

なお、承諾いただいた場合は、部分使用検査を実施することとなります。

記

１　工　　事　　名	
２　工 事 場 所	高 岡 市　　地内
３　部 分 使 用 の 理 由	
４　使用範囲	別添図面のとおり
５　使用期間	年　　月　　日　　から 年　　月　　日　　まで

様式第４号の２（第19条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　あて

受注者　　住所
氏名

部分使用承諾書（第　　回）

年　　月　　日付けの協議のあった下記工事に係る部分使用については高岡市建設工事請負契約約款第33条第１項に基づき、部分使用検査を含め承諾します。

記

１　工　　事　　名	
２　工 事 場 所	高 岡 市　　地内
３　使用範囲	別添図面のとおり

上記工事の検査員を次のとおり指名いたします。

管財契約課長

検査員	

様式第５号(第19条関係)

年　　月　　日

高岡市長　　あて

受注者　　住所
氏名

中 間 検 査 申 請 書（第　　回）

下記のとおり、中間検査をしてくださるよう申請します。

記

１　工　　事　　名

２　工　事　場　所　　高 岡 市　　地内

３　請　負　金　額　　円

４　工　　期　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

５　検　査　項　目

工　　種	名　　称	設 計 数 量		検 査 対 象	
				数　　量	摘　　要

上記工事の検査員を次のとおり指名いたします。

管財契約課長

検査員	

様式第６号(第21条関係)

第　　号
年　　月　　日

（受注者）　様

高岡市長　　印

工 事 修 補 請 求 書

次の工事について下記のとおり修補を請求します。

記

工　事　名			
工 事 場 所	高岡市　　地内	工　　期	年　月　日から 年　月　日まで
請 負 金 額	円		
検査年月日	年　月　日	検査員氏名	
修 補 期 限	年　月　日	監督員氏名	
修補事項			

様式第６号の２（第21条関係）

第　　号
年　　月　　日

（受注者）　様

検査員　　印

工 事 修 補 指 示 書

次の工事について下記のとおり修補を指示します。

記

工　事　名			
工 事 場 所	高岡市　　地内	工　　期	年　月　日から
請 負 金 額	円		年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	検査員氏名	
修 補 期 限	年　月　日	監督員氏名	
指示事項			

様式第７号(第22条関係)

年　　月　　日

高岡市長　　様

検査員　　印

工 事 検 査 復 命 書

下記工事について、検査しましたので復命します。

記

工　事　名		案件番号	入　札		
受　注　者					
検 査 種 別	完成 ・ 出来形				
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで				
請 負 金 額	円	出 来 高 率	%		
契約年月日	年　月　日	検 査 回 数	回		
完成年月日	年　月　日	検査年月日	年　月　日		
監　督　員			遅延日数	日間	
意　　見	設計図書に基づき検査した結果、　　と認める				

特 記 事 項

様式第７号の２（第22条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　様

検査員　　印

指定部分に係る工事検査復命書

下記工事について、検査しましたので復命します。

記

工　事　名		案件番号	入　札
受　注　者			
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで		
請　負　金　額	円	出来高率	%
契約年月日	年　月　日	検査回数	回
完成年月日	年　月　日	検査年月日	年　月　日
指　定　部　分			
監　督　員		遅延日数	日間
意　　見	設計図書に基づき検査した結果、　　と認める		

特　記　事　項

様式第８号（第22条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　様

検査員　　印

部 分 使 用 検 査 復 命 書

下記工事について、検査しましたので復命します。

記

工　事　名		案件番号	入　札		
受　注　者					
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで				
請負金額	円	進捗率	計　画	%	
契約年月日	年　月　日		実　施	%	
完成年月日	年　月　日	検査年月日	年　月　日		
使用の範囲	別添図面のとおり	検査回数	回		
立　会　者	監督側		受注側		

検　査　内　容

工　種	名　称	設計数量	検査対象	
			数　量	摘　要

所　見	
意　見	設計図書に基づき検査の結果　　と認める。

様式第９号（第22条関係）

年　　月　　日

高岡市長　　様

検査員　　印

中　間　検　査　復　命　書

下記工事について、検査しましたので復命します。

記

工　事　名		案件番号	入　札		
受　注　者					
工　　期	年　月　日から　　年　月　日まで				
請負金額	円	進捗率	計　画	%	
契約年月日	年　月　日		実　施	%	
完成年月日	年　月　日	検査回数	回		
検査の範囲	別添図面のとおり	検査年月日	年　月　日		
立　会　者	監督側		受注側		

検　査　内　容

工　種	名　称	設計数量	検査対象	
			数　量	摘　要

所　見	
意　見	設計図書に基づき検査の結果　　と認める。

様式第10号(第22条関係)

年　　月　　日

(受注者名)　　様

高岡市長　　印

検 査 結 果 通 知 書

検査の結果について、下記のとおり通知します。

記

工　事　名		案件番号	入　札	
検　査　種　別	完成・出来形・中間・部分使用・指定部分完成			
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで			
請　負　金　額	円	出　来　高　率	%	
契　約　年　月　日	年　月　日	検　査　回　数	回	
完　成　年　月　日	年　月　日	検査年月日	年　月　日	
監　督　員		遅延日数	日間	
合　　否	合　格　　不合格			
特　記　事　項				

様式第11号(第22条関係)

工 事 目 的 物 引 渡 書

年　　月　　日

高岡市長　あて

受注者　住　　所

氏　　名

次の工事目的物を引き渡します。

1　工　　事　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　工　事　場　所　高岡市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　請　負　金　額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円＿＿＿＿

4　工　　期　　年　月　日から　　年　月　日まで

5　完 成 年 月 日　　年　月　日

6　完成検査年月日　　年　月　日

様式第11号の２(第22条関係)

指定部分に係る工事目的物引渡書

年　　月　　日

高岡市長　あて

受注者　住　　所

氏　　名

次の工事目的物を引き渡します。

1　工　　事　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　工　事　場　所　高岡市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　請　負　金　額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円＿＿＿＿

4　工　　期　　年　月　日から　　年　月　日まで

5　指　定　部　分 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　指定部分に係る完成検査年月日 ＿＿＿年　月　日

様式第12号(第23条関係)

年　月　日

検　査　調　書

検査員　印

工事名		案件番号	入札
受注者			
工期	年　月　日から　年　月　日まで		
請負金額	円	出来高率	%
契約年月日	年　月　日	検査回数	回
完成年月日	年　月　日	検査年月日	年　月　日
監督員		遅延日数	日間
検査所見			

様式第12号の２（第23条関係）

年　　月　　日

指定部分に係る検査調書

検査員　　印

工　事　名		案件番号	入　札	
受　注　者				
工　　期	年　月　日から　年　月　日まで			
請負金額	円	出来高率	%	
契約年月日	年　月　日	検査回数	回	
完成年月日	年　月　日	検査年月日	年　月　日	
監　督　員		遅延日数	日間	
検査所見				

様式第13号(第23条関係)

年　　月　　日

（受注者名）　　様

高岡市長　　印

工 事 成 績 通 知 書

下記工事について、工事成績を評定した結果を通知します。

記

1　工事名　　工事

2　工事場所　　高岡市

3　工事成績評定点数　　点

様式第14号(第25条関係)

年　　月　　日

管財契約課長　　様

（工事担当）課長

工 事 監 察 依 頼 書(第　　回)

次のとおり、工事監察をしてくださるよう依頼します。

1　工　事　名

2　工 事 場 所　　高岡市　　地内

3　請 負 金 額　　円

4　受　注　者

5　工　　期　　年　月　日 から　　年　月　日 まで

6　希望年月日　　年　月　日

7　対 象 部 分

工　　種	設 計 数 量	監 察 対 象	
		数　　量	摘　　要

上記の工事監察について、検査員を次のとおり指名いたします。

管財契約課長

検査員	

様式第15号（第25条関係）

年　月　日

管財契約（工事担当）課長　　様

検査員　　印

工　事　監　察　報　告　書

下記の工事について、監察しましたので報告します。

記

工事名				案件番号	入札		
工事場所	高岡市　　地内						
監察回数	回	進　捗　率	計画	%	実施	%	
請負金額	円	受　注　者					
工期 着工	年　月　日	立合者	監督側				
工期 完成	年　月　日		受注側	現場代理人 主任技術者			
監察年月日	年　月　日						

監　察　内　容

調査項目	評価 良	普通	要指導	記事
工程管理				計画工程表と実施工程表との対比
出来形管理				標準仕様書、特記仕様書に準じた施工
品質管理				段階確認、各種試験、社内検査
安全管理				安全教育・訓練等の活動計画、実施
環境対策				廃棄物の整理
下請負状況	下請負施工		有　無	
	下請負届		有　無	

その他必要事項

意　見	設計図書に基づき監察の結果（　良　普通　要指導　）と認める。